

消費料確認通知書

管理番号 B-1

この度、貴方様が契約された通信販売ないしは訪問販
にて未納料金を含む契約違反等により提出された訴状
を管轄裁判所が受理されたとの事で本書を通知させて
した。

当確会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け
ますが原告側が提出した訴訟内容の正当性を確認する機
なる為、原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します

このまま故意に放置された場合、管轄裁判所から裁判の日
を決定する呼出状送達後に、出廷となります。

尚、口頭弁論当日欠席された方は民事訴訟法「民事訴訟規
定第368条～第381条」に基づき貴方様の給料や保有財産
等の差し押さえをされてしまう事がありますので、十分にご注意
下さい。

※万が一覚えのない業者から以前、ご自宅や携帯電話に勧誘
を受けられた方は、不正に契約をされるといった手口も見受け
られますので、至急ご連絡をお願い致します。

〒107-0062

東京都港区南青山2-31-9 青山ビル3階

受付時間

9:30 ~ 18:00

(土・日・祭日を除く)

総合相談課

03-5524-

代表法人

日本消費生活相談センター